

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年3月予備費分）

- ◎ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

(1) 支給対象者	<p>① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯） ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯 (*) （その他低所得の子育て世帯） ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）) * 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等にプッシュ型で給付 ・児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者 ・対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯） ・直近で収入が減収した世帯</p>
(2) 給付額	児童一人当たり一律 5万円
(3) 実施主体	① 低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村 ② その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）
(4) 費用	全額国庫負担（10／10） ※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担
(5) 予算額	1, 551億円（事業費1, 485億円、事務費66億円）
(6) スケジュール	<p>① 低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り速やかに支給（申請不要） ② その他低所得の子育て世帯：令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等について、可能な限り速やかに支給（申請不要） ※①②いずれも、直近で収入が減収した世帯等については、可能な限り速やかに支給（要申請）</p>